

保管契約終了後の検体の取り扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたびは、以前に当社とさい帯血の分離保管委託契約を締結頂いておりました皆様方に、改めて今後のさい帯血の取扱いに関するご案内をさせていただきます。

昨今、様々なメディアで報道されております通り、平成21年に経営破綻した民間のさい帯血バンク（つくばブレイズ社）に保管されていたさい帯血が違法に使用され、医師およびバンク関係者が逮捕されるという事件が発生いたしました。

これを受け、厚生労働省では平成29年9月12日に「臍帯血プライベートバンクの業務内容等に関する届出及び報告に係る実施要領」を発表しました。これにより今後、民間のさい帯血バンク事業者は、厚生労働省健康局難病対策移植医療対策推進室に業務内容等を届出することとなりました。

当社は厚生労働省からの依頼を受け、すでに同届出を提出しております。

同時に一連の事件、報道の内容を鑑み、分離保管委託契約を終了したさい帯血の取り扱いについて、今後、より透明性を高めていきたいと考えております。

これまで、分離保管委託契約を終了された方より、後日再考され、保管の再継続を希望される方が一定数おられたことを踏まえ、廃棄をご希望された場合や特段の廃棄のご希望がない場合におきましても、契約終了後も、一定期間保管を継続（猶予期間）し、その後、廃棄処分するという方針で運用いたしておりました。しかし、昨今の報道等を踏まえ、また公衆衛生上の観点からも契約を終了したさい帯血について、より厳格な取り扱いの必要性が高まってきていることから、このたび、お子様のさい帯血の今後の取り扱いに関しまして、改めてお知らせさせていただきます。

既に当社とのさい帯血の分離保管委託契約を終了されておられる方で、若し再度の契約をご希望の場合は、お手数をお掛けいたしますが、下記連絡先までお問い合わせください。

平成29年12月31日までにご連絡の無い場合は、当社において定められた手順に基づき、ご契約を終了されたさい帯血の廃棄処分を進めさせていただきます。

当社といたしましては、一生に一度しか採取することができない大変貴重なさい帯血を、できる限り慎重にお取り扱いしていく方針でございます。

再度のご案内でお手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

- ・お問い合わせフリーダイヤル：0120-436-257
- ・受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日休）

平成29年10月吉日
株式会社ステムセル研究所
代表取締役社長 清水崇文